

知多市水道事業管理規程第 2 号

知多市企業職員の分限並びに懲戒の手續き及び効果に関する規程（昭和 4 5 年知多市水道事業管理規程第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

知多市水道事業

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
知多市企業職員の分限<u>及び懲戒の手続</u>及び効果に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づく企業職員の分限<u>及び懲戒の手続</u>及び効果<u>並びに失職の特例</u>に関する事項を定めるものとする。 (分限) 第2条 法第28条の規定に基づく企業職員の分限の<u>手続及び効果並びに失職の特例</u>については、知多市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和45年知多市条例第20号）の例による。 (懲戒) 第3条 法第29条の規定に基づく企業職員の懲戒の<u>手続</u>及び効果については、知多市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和45年知多市条例第22号）の例による。	知多市企業職員の分限<u>並びに懲戒の手続き</u>及び効果に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の規定に基づく企業職員の分限<u>並びに懲戒の手続</u>及び効果に関する事項を定めるものとする。 (分限) 第2条 法第28条の規定に基づく企業職員の分限の<u>手続き及び効果</u>については、知多市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和45年知多市条例第20号）の例による。 (懲戒) 第3条 法第29条の規定に基づく企業職員の懲戒の<u>手続き</u>及び効果については、知多市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和45年知多市条例第22号）の例による。